

## 電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証ロゴ運用細則

令和3年4月1日 Rev. 2.00

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

## 目次

1.	認証ロゴ運用細則について	1
1.1	運用規程の目的	1
2.	認証ロゴについて	1
2.1	認証ロゴの目的	1
2.2	認証ロゴ付与について	1
3.	認証ロゴの権利者	1
4.	認証ロゴの使用者	1
5.	認証ロゴの色とサイズ	2
5.1	認証ロゴの色種	2
5.2	認証ロゴのサイズ	2
6.	認証ロゴの使用方法	2
7.	認証ロゴ告知	2
	附則－ 1	2

## 1. 認証ロゴ運用細則について

### 1.1 運用規程の目的

この運用規程は、以下の電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証の各認証制度において採用する、認証ロゴの使用方法を定義する。

#### 各認証制度

- 1) 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度
- 2) 電子帳簿ソフト法的要件認証制度
- 3) 電子取引ソフト法的要件認証制度
- 4) 電子書類ソフト法的要件認証制度

## 2. 認証ロゴについて

### 2.1 認証ロゴの目的

認証ロゴは、電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証認証基準（以下 認証基準という）に合格した製品（以下 認証製品という）をユーザ及び業界に認知させるために使用される。

### 2.2 認証ロゴ付与について

- (1) 認証ロゴは、認証基準に合格した認証製品に使用することができる。
- (2) 認証ロゴが付与された製品は、JIIMA ホームページに記載される認証製品一覧表により明示される。
- (3) 認証ロゴは、認証製品の梱包材、製品マニュアル、技術マニュアル、仕様書に使用することができる。
- (4) 認証ロゴは、認証基準に合格した製品であることを訴求するための広告、ハンドアウト、WEB ページに使用することができる。
- (5) 認証ロゴは、認証製品を紹介する展示会でのバナー、パネル、サイネージ、ストラップ、ユニフォーム等に使用することができる。

（注）認証ロゴは、認証基準に合格した認証製品に関係しない物品に使用してはならない。

## 3. 認証ロゴの権利者

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）

## 4. 認証ロゴの使用者

- (1) 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
- (2) 認証基準に合格した製品の開発元企業

(3) 認証基準に合格した製品の販売企業

\* (2), (3)は、認証ロゴの使用許諾規約に同意することで使用可能となる。

## 5. 認証ロゴの色とサイズ

### 5.1 認証ロゴの色種

使用許諾規約記載の認証ロゴを使用し、色種を変更してはならない。

### 5.2 認証ロゴのサイズ

印刷物の最小使用サイズは高さ 4 mm とする。

## 6. 認証ロゴの使用方法

- (1) 認証ロゴを他の商標、文字、記号、図形などと組み合わせて表示してはならない。
- (2) 認証ロゴが付された製品やロゴに関わるサービスが特定の企業によるものであると誤解されるような態様で使用されてはならない。
- (3) 認証ロゴは、2.1の目的に関係しない製品、販促物等に使用してはならない。

## 7. 認証ロゴ告知

認証ロゴは、公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会の商標を含んだ図案（ロゴ）であり、同協会からライセンスされる。

この認証ロゴを使用する場合は、以下のような告知を明確に書くこと。

例)

- ・この認証ロゴは公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。

## 附則－ 1

この規程は、平成 28 年 08 月 15 日より施行する。

## 改訂履歴

日付	改訂内容
平成 28 年 8 月 15 日	初版
令和 3 年 3 月 22 日	・電子帳簿保存法対応ソフトの認証対象を追加することから、各製品認証制度の総称を設け、本規程を全ての製品認証制度に適用するよう改訂 ・日付を和暦に修正 ・文書名を規程から細則に変更